

原子力事業者防災業務計画
(要旨)

令和8年4月

株式会社東芝 原子力技術研究所

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「法律」という。）第7条第1項の規定に基づく原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

1. 作成の目的

株式会社東芝原子力技術研究所（以下「原子力技術研究所」という。）の原子力施設における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、実効性のある原子力防災対策を構築し、円滑かつ適切に遂行することを目的とする。

2. 構成

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

第2節 定義

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

第2節 原子力防災組織の運営

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

第6節 防災教育の実施

第7節 防災訓練の実施

第8節 関係機関との連携

第9節 平時における住民等への情報提供

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

第2節 応急措置の実施

第3節 緊急事態応急対策

第4章 原子力災害事後対策の実施

第1節 原子力技術研究所の対策

第2節 原子力防災要員の派遣等

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者等への協力

3. 要旨

(1) 原子力災害予防対策

①緊急時態勢等の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力災害の情勢に応じて次のとおり緊急時態勢等を区分する。

警戒態勢：大地震等、原子力災害が発生するおそれがある場合

第1次緊急時態勢：法律第10条に該当する事象が発生した場合

第2次緊急時態勢：法律第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出される事態に至った場合

②原子力防災組織

原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、原子力技術研究所に緊急時対策要員で構成される原子力防災組織を設置する。

③原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、原子力技術研究所長とし、原子力防災組織を統括管理する。又、副原子力防災管理者は原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。

④通報・連絡体制

原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象あるいは法律第10条又は第15条に該当する事象の発生の通報を受けたとき、又は自ら発見したときの社内・外関係者への通報連絡体制を整備しておく。又、当該通報を行った後の社内・外関係者への報告・連絡について連絡体制を整備しておく。

⑤放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

原子力防災管理者は、放射線測定設備（モニタリングポスト）の設置、検査等を実施するとともに、原子力防災資機材、原子力災害対策活動で使用する資料等を整備する。

⑥原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

原子力防災管理者は、対策本部を設置するための緊急時対策所、気象観測設備、所内放送装置等を整備点検する。原子力防災管理者は、緊急時対策所の活動を支援するための原子力事業所災害対策支援拠点をあらかじめ選定しておく。

⑦防災教育及び防災訓練の実施

原子力防災管理者は、原子力災害対策活動を行う要員に対し、原子力防災組織、原子力災害対策活動、放射線防護等に関する知識について防災教育を実施するとともに、総合訓練、通報訓練等を実施する。又、原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練に参加する。

⑧関係機関との連携

原子力防災管理者は、国、地方公共団体及び地元防災関係機関と平常時から協調し、防

災情報の収集・提供等の相互連携を図る。

⑨平時における住民等への情報提供

原子力防災管理者は、平常時より、原子力技術研究所の周辺住民（周辺の企業事業所）に対し、国、地方公共団体と協調して、情報提供を行う。

(2) 警戒態勢発令時の対応

①原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに警戒態勢を発令する。

②原子力防災管理者は、警戒態勢発令後、警戒態勢時の要員を召集する。

(3) 緊急事態応急対策

①通報の実施

原子力防災管理者は、法律第10条に該当する事象の発生の通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、川崎市市長、東京都知事及び社外関係機関にファクシミリ装置を用いて一斉に通知する。

②緊急時態勢発令時の対応

原子力防災管理者は、法律第10条に基づく通報を行ったときは、「緊急時態勢の区分」（前記のとおり）に基づき、直ちに緊急時態勢を発令し、対策本部を設置の上、自ら対策本部長となりその職務を遂行する。

③情報の収集と提供

対策本部長は、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、その情報を社外関係機関に報告する。

④応急措置の実施

対策本部長は、次の応急措置を実施する。

- (a) 原子力技術研究所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「避難者」という。）に対する避難誘導
- (b) 原子力技術研究所内及び原子力技術研究所敷地周辺の放射線及び放射能の測定による放射能影響範囲の推定
- (c) 負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出及び医療活動
- (d) 火災が発生した場合の状況把握及び敏速な消火活動
- (e) 不必要な被ばくを防止するための立入禁止区域の設定及び周知、放射性物質による汚染が確認された場合の拡大の防止・除去
- (f) 避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価、放射性物質による汚染が確認された場合の拡大の防止及び除去
- (g) 原子力緊急事態を発令した時のプレスセンターの開設、プレスセンターでの広報活動

- (h) 原子炉制御室の計器類での監視及び巡視点検による原子力技術研究所の設備の状況把握、並びに応急復旧計画の策定及び復旧対策の実施
- (i) 事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定に基づく必要な措置の検討・実施
- (j) 原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材の調達・輸送
- (k) 事業所外運搬に係る事象が発生した場合に必要な要員の派遣、運搬を委託された者等との協力による原子力災害発生防止措置の実施
- (l) 国及び地方公共団体からの要請に基づく原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等

⑤緊急事態応急対策

- (a) 第2次緊急事態の発令
対策本部長は、第2次緊急事態の発生に至った場合、社外関係機関にその旨を報告し、第2次緊急事態を発令する。
- (b) 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告
対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言する。
- (c) 事業所外運搬事故における対策
対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、原子炉施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

(4) 原子力災害事後対策の実施

対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、次のような原子力災害事後対策を実施する。

- ①原子炉施設等の損傷状況の把握、損傷部の修理、放射性物質の追加放出の防止等について復旧計画を策定し、復旧対策を実施する。
- ②被害者の相談窓口を設置する等必要な体制を整備する。(解除宣言前であっても可能な限り速やかに整備)
- ③原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

(5) 他の原子力事業者等への協力

他の原子力事業者等で原子力災害が発生した場合、防災管理者は、要請に応じて緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるよう原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。

以上